

軽自動車などの廃車、名義・住所変更手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者に、1年分の税金が課税されます。廃車、譲渡、盗難などにより実際に所有していなくても、届出をしないとつまでも税金がかかります。4月1日を過ぎてから届出をしても、月割計算や払い戻しはできません。原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車などを所有している方で、次に該当する方は必ず手続きをしてください。

- ① 現在使用しておらず、廃車手続きをしていない
- ② 転入・転出をして、車の住所変更をしていない
- ③ 友人、知人に譲渡して、名義変更をしていない



※3月は窓口が大変混雑しますので、2月中の届出がお勧めです。

※市外への名義・住所変更は届出先や届出に必要なものが異なる場合があります。事前にご確認ください。

◆ 普通自動車について

登録検査、廃車、名義・住所変更のお問い合わせは、豊橋自動車検査登録事務所 (☎ 050♦5540♦2049 (自動音声)) へ。

車種	原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車	軽自動車		二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)
		軽二輪 (126 ~ 250 cc)	四輪・三輪	
届出先	税務課税政担当	全国軽自動車協会連合会 (愛知事務所 豊橋支所) ☎ 0532♦34♦4601	軽自動車検査協会 (愛知主管事務所 豊橋支所) ☎ 050♦3816♦1771 ※自動音声	中部運輸局愛知運輸支局 豊橋自動車検査登録事務所 ☎ 050♦5540♦2049 ※自動音声
届出に必要なもの	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 ・標識交付証明書 〈名義変更〉 ・印鑑 (旧所有者・新所有者) ・標識交付証明書	〈廃車〉 ・印鑑(所有者、使用者) ・ナンバープレート ・自動車検査証(軽二輪 126 ~ 250 ccは軽自動車届出済証) 〈名義変更・住所変更〉 ・新使用者の住民票の写し ・自賠責保険証 ・印鑑(旧所有者、新所有者、新使用者) ・自動車検査証(軽二輪 126 ~ 250 ccは軽自動車届出済証) ・ナンバープレート(管轄が変更となる場合) ※ 手続きは、自家用自動車組合(蒲郡警察署の北 ☎ 69♦5105) で代行します。 (別途代行手数料が必要)		

税務課 ☎ 66♦1115

電車で行こう! 名鉄電車応援企画

天下の奇祭 鳥羽の火祭り

1,200年余りの歴史と伝統を誇り、天下の奇祭として知られる「鳥羽の火祭り」。福地・乾地に分かれた「ネコ」と呼ばれる奉仕者が、燃え盛る巨大な松明「すずみ」の中から「神木」と「十二縄」を、どちらが早く取り出すかにより、その年の天候などが占われます。平成16年には国の重要無形民俗文化財に指定され、毎年多くの観客でにぎわいます。激しい炎と熱い男たちが繰り広げる祭りの迫力を、ぜひ現地で体感してください。

とき 2月11日(祝) 午後3時~8時30分

※雨天時は2月12日(休)に延期

ところ 鳥羽神明社(西尾市鳥羽町)

※名鉄三河鳥羽駅から徒歩約10分

内容 午後3時.....鳥羽神明社からみそぎに出発

午後3時30分.....鳥羽海岸でみそぎを行う

午後7時30分.....神前で神事が始まる

午後8時ごろ.....すずみに点火

神木、十二縄を神前に奉納

問合先 西尾観光案内所(名鉄西尾駅構内 ☎ 0563♦57♦7840)

